

月報

いしのまき

平成29年3月号

ハローワーク石巻
(石巻公共職業安定所)

〒986-0832 石巻市泉町4丁目1-18

TEL 0225-95-0158

FAX 0225-22-2442

一般職業紹介状況(29年1月内容)について

【有効求人倍率】

○ 有効求人倍率は2.10倍となり、前年同月比では0.12ポイント上回り、前月比では0.14ポイント下回りました。

【求人のおよび】

○ 新規求人数は2,104人で、前年同月比で4.7%減(前年同月差104人減)、前月比で、16.1%増(前月差291人増)となりました。

新規求人数を主な産業別でみると、卸売業・小売業が204人で、前年同月比12.1%増(前年同月差22人増)、宿泊業・飲食サービス業が153人で、同53.0%増(同53人増)、医療・福祉が374人で、同0.8%増(同3人増)などとなりました。

一方、建設業が331人で、同30.6%減(同146人減)、製造業が302人で、同15.2%減(同54人減)、サービス業が206人で、同18.6%減(同47人減)などとなりました。

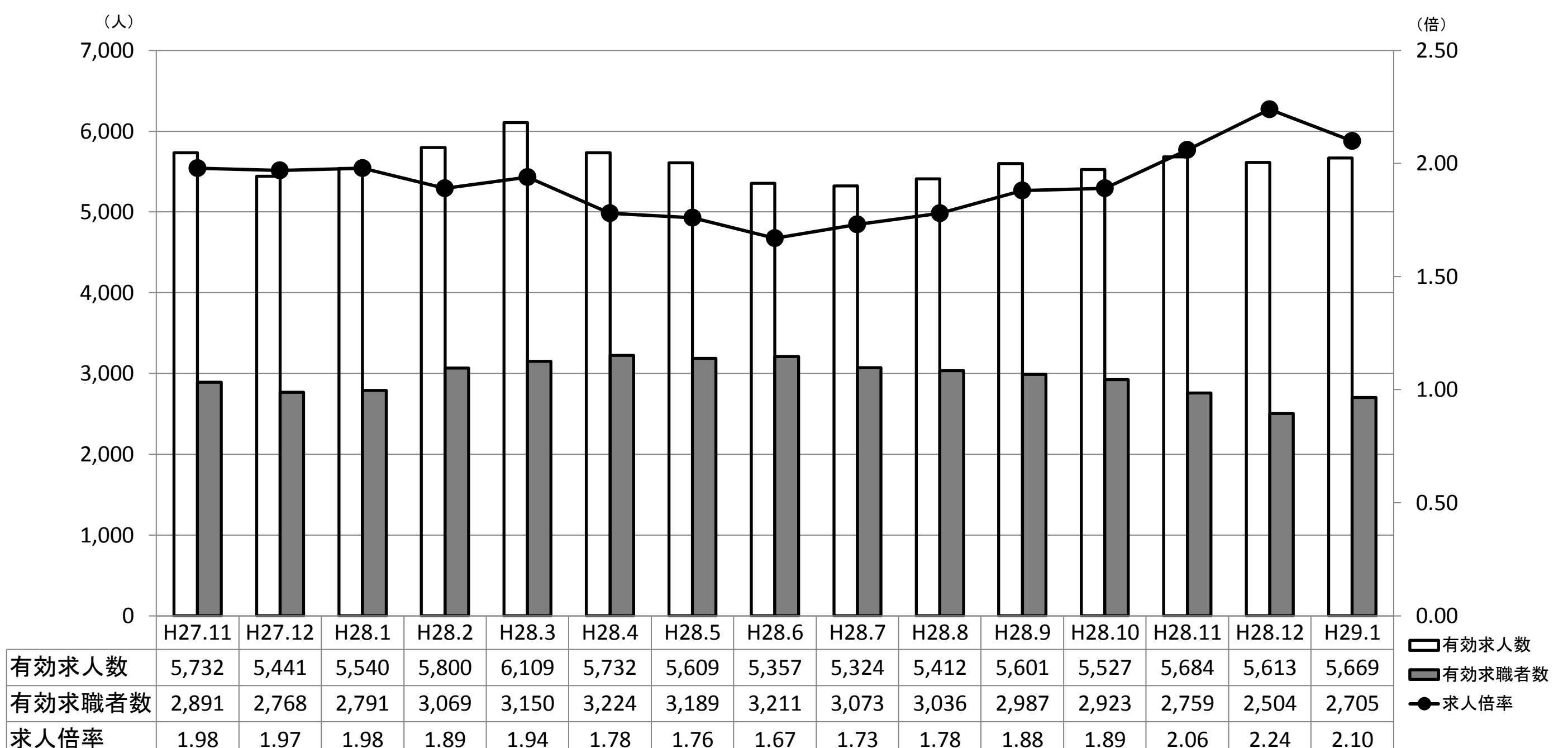
○ 月間有効求人数は5,669人で、前年同月比で2.3%増(前年同月差129人増)、前月比で1.0%増(前月差56人増)となりました。

【求職のおよび】

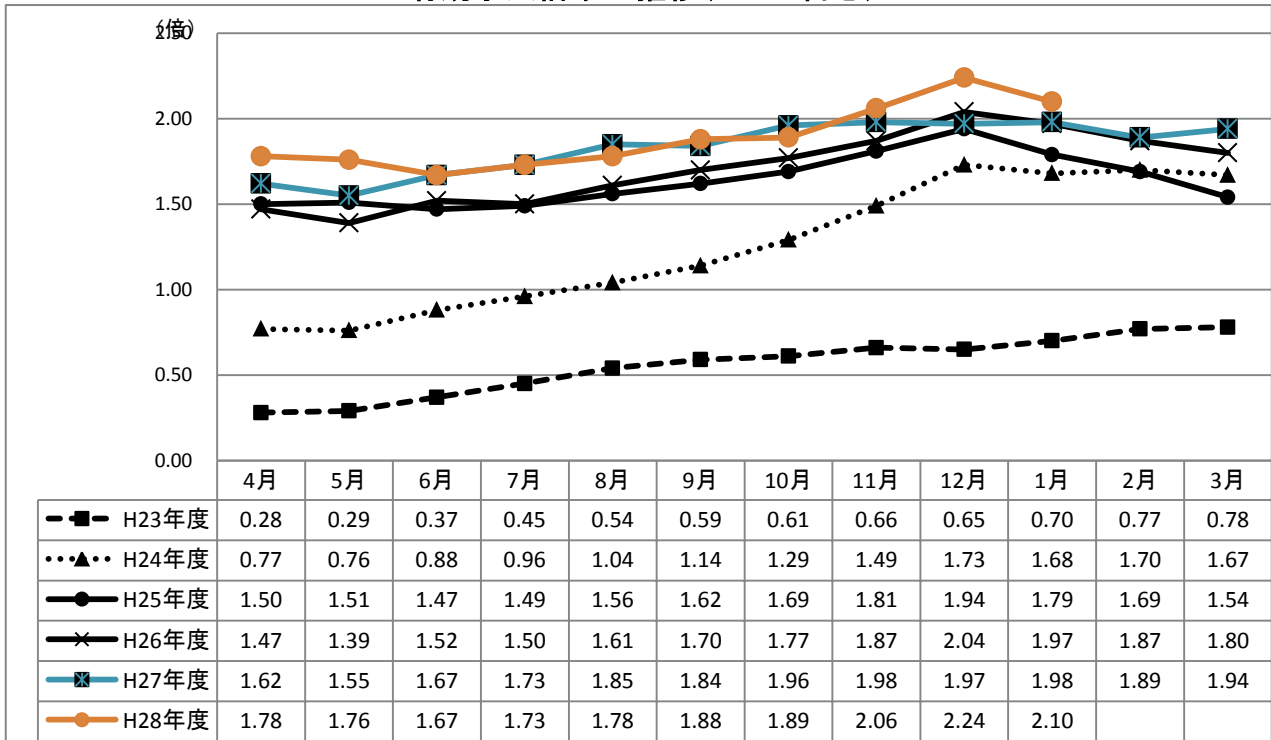
○ 新規求職者数は900人で、前年同月比で14.9%増(前年同月差117人増)、前月比で67.9%増(前月差364人増)となりました。

○ 月間有効求職者数は2,705人で、前年同月比で3.1%減(前年同月差86人減)、前月比で8.0%増(前月差201人増)となりました。

月間有効求職者数を年齢階層別割合でみると、44歳以下は1,486人で54.9%、45歳以上54歳以下は540人で20.0%、55歳以上は679人で25.1%となっています。



有効求人倍率の推移(パート含む)



一般職業紹介状況(パート含む)

項目	計	男	女	前月比	前年同月比
新規求人数	2,104	*	*	16.1	▲ 4.7
月間有効求人数	5,669	*	*	1.0	2.3
新規求職者数	900	380	520	67.9	14.9
うち(保)	179	69	110	33.6	13.3
月間有効求職者数	2,705	1,210	1,495	8.0	▲ 3.1
うち(保)	933	359	574	1.4	▲ 2.1
求人倍率					
新規	2.34	*	*	▲1.04P	▲0.48P
有効	2.10	*	*	▲0.14P	0.12P
紹介件数	1,244	608	636	67.4	11.2
うち(保)	203	90	113	47.1	8.0
就職件数	302	138	164	▲ 5.3	▲ 1.9
うち(保)	57	24	33	▲ 16.2	1.8
新規就職率	33.6	36.3	31.5	▲25.9P	▲5.7P

※ 平成16年11月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は必ずしも一致しない。

障害者職業紹介状況

項目	計	身体障害者	知的障害者等	前月比	前年同月比
新規求職者数	28	10	18	40.0	▲ 3.4
新規登録者数	12	3	9	33.3	▲ 25.0
就職件数	7	2	5	▲ 30.0	40.0
月末現在有効求職者数	318	107	211	0.6	4.6

雇用保険取扱状況

※ 金額の単位は千円

項目	計	男	女	前月比	前年同月比	
事業所関係	新規適用事業所数	10	*	*	▲ 37.5	100.0
	廃止事業所数	6	*	*	▲ 33.3	▲ 45.5
	月末現在事業所数	4,078	*	*	0.1	0.1
被保険者関係	資格取得者数	784	462	322	46.8	71.9
	資格喪失者数	642	328	314	44.6	8.1
	離職票交付件数	403	*	*	43.4	6.9
	月末現在被保険者数	44,934	26,523	18,411	0.3	1.8
給付金関係	受給資格決定数	180	74	106	18.4	▲ 2.7
	一般給付受給者数	542	208	334	▲ 2.2	▲ 17.3
	一般給付金額	62,509	28,046	34,462	15.0	▲ 21.6
	個別延長給付受給者数	2	1	1	0.0	▲ 33.3
	個別延長給付金額	197	141	56	14.5	▲ 59.1

※ 各金額は千円未満を四捨五入しているため、計で若干の誤差を生じる場合がある。

魅力的な職場づくりを通じて優秀な人材の確保、職場定着をめざしましょう！！

ユースエール認定

◆ユースエール認定は

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理が優良な中小企業を厚生労働大臣が認定し、情報発信をあとおしすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図ります。

《ユースエール認定を》
《あと一歩で諦めていませんか？》

例えば、

- 年次有給休暇の取得が進まない！！
- 時間外労働の削減ができない！！など

《こんな方法があります》

働き方・休み方改善コンサルタントを使って
ユースエール認定！！

無料です

働き方・休み方改善コンサルタントとは

- ・労働時間等の改善に係るアドバイス
- ・年次有給休暇の促進に係るアドバイス
- ・働き方・休み方の改善の推進に係る援助等

お問合せ窓口

宮城労働局 雇用環境・均等室

☎022-299-8844

ユースエール認定企業は

- ① 公共調達において加点評価される場合があります。
- ② 日本政策金融公庫が実施する融資において、金利の引き下げ対象となります。
- ③ キャリアアップ助成金等の加算支給の対象となります。
- ④ その他企業PRや求人応募者数の増加など。

※認定企業を宮城労働局のホームページに掲載中！

メリット

「石巻地域若者サポートステーション」(厚生労働省認定事業)

厚生労働省認定事業である「地域若者サポートステーション」(愛称:「サポステ」)では、自治体、各支援機関、企業など地域のネットワークとも連携して、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対して、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーションセミナー、模擬面接や応募書類の添削などによるステップアップ、職場見学・体験などの就労に向けた支援を行っています。(連絡先:石巻市中里2丁目1-8-2 SEビル2F TEL 0225-90-3671)

平成29年4月1日以降に開始するトライアル雇用から

「建設労働者確保育成助成金」

若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コースを新設します

「若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コース」は、**経験の不足などから建設業への就職に不安のある若年者や女性を対象としてトライアル雇用を行う場合に**、中小建設事業主が適切な指導・監督を行えるよう、その費用の助成を行い、トライアル雇用終了後の常用雇用への移行を促すことで、若年・女性労働者の確保を図ることを目的とした制度です。

労働者の適性を確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。中小建設事業主の皆さまには、積極的に活用していただくようお願いします。

支給額

対象者1人当たり、**月額最大4万円（最長3カ月間）**

トライアル雇用奨励金（一般トライアルまたは障害者トライアル（週20時間未満の短時間労働者は除く））**【月額最大4万円等】**に、さらに本助成金の**上乘せ支給**を受けることができます。

対象中小建設事業主

次の全ての要件を満たした上で、トライアル雇用奨励金（一般トライアルまたは障害者トライアル（週20時間未満の短時間労働者は除く））を受給した中小建設事業主が本助成金の支給対象となります。

- ① 支給申請時点で、「建設の事業」の雇用保険料率（14/1,000）※¹の適用を受ける中小建設事業主※²であること
- ② 支給申請時点で、雇用管理責任者を選任していること

※1 平成29年度の雇用保険料率を引き下げるための法律案を国会に提出しています。仮に、法律案の内容が修正されずに国会で成立した場合、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの「建設の事業」の雇用保険料率は12/1,000となります。また、雇用保険料率は「労働保険料概算・増加概算・確定保険料申告書」または「労働保険料等納入通知書」で確認することができます。

※2 「中小建設事業主」とは、資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下、または常時雇用する労働者数が300人以下の建設事業主をいいます。

対象となる労働者

トライアル雇用奨励金（一般トライアルまたは障害者トライアル（週20時間未満の短時間労働者は除く））の支給対象となった労働者のうち、次の全ての要件を満たした者が本助成金の対象者となります。

- ① トライアル雇用開始日時時点で、35歳未満の若年者、または女性
- ② 主として建設工事※³現場での現場作業（左官、大工、鉄筋工、配管工など）に従事する者、または施工管理に従事する者
注）設計、測量、経理、営業などに従事する者は対象となりません

※3 建設工事の範囲については本リーフレットの裏面に記載しています。ここでの「主として」とは実労働時間の半分を超える時間を従事することをいいます。

<ご注意>

- ◆ 本助成金の受給には、トライアル雇用奨励金（一般トライアルまたは障害者トライアル（週20時間未満の短時間労働者は除く））を受給した事が要件になりますので、ご注意ください。
- ◆ 本助成金を受給するためには、トライアル雇用終了日の翌日から起算して2カ月以内に、事業所を管轄するハローワークまたは労働局に支給申請書を提出する必要があります（支給申請書は厚生労働省ホームページ等で入手することができます）。また、トライアル雇用奨励金の支給申請と同時に申請することが可能です。申請期限を過ぎると助成金を受給できなくなりますので、ご注意ください。
- ◆ トライアル雇用の途中で常用雇用へ移行した場合や自己都合で離職した場合は、支給申請期間も変わりますので、速やかに事業所を管轄するハローワークまたは労働局へ連絡してください。
- ◆ ご不明な点は都道府県労働局・ハローワークの「建設労働者確保育成助成金」担当窓口までお問い合わせください。



助成の対象となる「建設工事」の範囲

種類	建設工事の内容	建設工事の例示
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆、灰、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、等 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、等 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、等 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、等 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、等
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、等
管工事	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、等
タイル・レンガ・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、等
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、等
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
ほ装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等によりほ装する工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、等
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、等
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、等
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、等
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設備工事、内燃力発電設備工事、等
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、等
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、等
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、等
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事を伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、等
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、等
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、等
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴射、等
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

※この他にも、建設工事現場の現場作業と認められるものであれば対象となる場合があります。

詳しくは、都道府県労働局・ハローワークの「建設労働者確保育成助成金」担当窓口までお問い合わせください。